

第六十四回 参議院建設委員会會議録第三号

昭和四十五年十二月十日(木曜日)
午前十時十六分開会

事務局側

常任委員会専門員 中島 博君

委員の異動

十二月三日

辞任 瀨谷 英行君

補欠選任 松本 英一君

十二月八日

辞任 上田 稔君

補欠選任 山本茂一郎君

十二月九日

辞任 山本茂一郎君

補欠選任 上田 稔君

出席者は左のとおり。

委員長 田中 一君

理事 上田 稔君

委員 大森 久司君

大和 与一君

委員 小山邦太郎君

斎藤 昇君

高橋文五郎君

塚田十一郎君

林田悠紀夫君

米田 正文君

松本 英一君

山田 徹一君

春日 正一君

國務大臣

建設大臣 根本龍太郎君

政府委員

建設大臣官房長 大津留 温君

建設省都市局長 吉兼 三郎君

また、近年都市地域における河川、湖沼あるいは海城などの公共用水域の水質の汚濁による公害問題は、きわめて深刻であり、政府においてもこれら公共用水域の水質の汚濁に対処するため、公害対策基本法に基づき、公共用水域の水質汚濁にかかわる環境基準を定めるとともに、鋭意その達成につとめているところであり、このためには、下水道の整備が必要不可欠のものと考えられます。

このような下水道に関する諸般の事情を考慮し、下水道の整備の円滑化とその管理の適正化をはかり、もって都市環境の改善と公衆衛生の向上に寄与し、あわせて水質の保全に資するための措置を講ずることといたしました。

以下この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、下水道法の目的として、公共用水域の水質の保全に資することを明らかにするとともに、水質保全の目的を達成するため、公共下水道は終末処理場を有するか、または流域下水道に接続することを要件といたしました。

第二に、公害対策基本法に基づき、水質の汚濁にかかわる環境基準が定められた水域または海城について、都道府県は、建設大臣の承認を受けて、その環境基準を達成するため、流域別下水道整備総合計画を定め、その流域における下水道の整備は、流域別下水道整備総合計画に適合したものでなければならぬものとしたしました。

第三に、流域下水道に関する規定を整備し、流域下水道は、もっぱら地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて、これを排除及び処理する下水道で、原則として都道府県が管理するものとし、その設置、改築等の管理に關し、所要の規定を設けることといたしました。

第四に、政令で定める量または水質の下水を公共下水道に排出する者は、その量及び水質を公共

下水道管理者に届け出るとともに、その水質の測定を義務づけることといたしました。

第五に、終末処理場による下水の処理が開始された区域内で、くみ取り便所が設けられている建築物の所有者は、処理開始後三年以内に水洗便所に改造しなければならないものとするにとともに、市町村は水洗便所に改造する者に対し、また、国は市町村に対し、それぞれ資金の融通等につとめるものとしたしました。

第六に、下水道使用料について、水量のみならず、水質に応じて使用料が徴収できることを明らかにいたしました。

第七に、都の特別区も、都と協議して、主としてその住民の用に供する下水道の設置、改築等の管理を行なうことができることといたしました。

以上のほか、下水道を維持管理する者の資格要件、除害施設等の検査のための立ち入り等について、所要の規定の整備をすることといたしてあります。

以上がこの法律案の提案理由及び要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(田中一君) 続いて補足説明を聴取いたします。局長。

○政府委員(吉兼三郎君) 下水道法の一部を改正する法律案の逐条説明を申し上げます。

まず、第一条の改正は、下水道法の目的として、公共用水域の水質の保全に資することを明らかにしたものであります。

第二条の改正は、用語の定義について、所要の改正を行なったものであります。

まず第三号の公共下水道の定義においては、水質保全の目的を達成するため、公共下水道は終末処理場を有するか、または流域下水道に接続することを要件といたしました。

○委員長(田中一君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

まず、理事の補欠選任を行ないます。

委員の異動に伴い、現在本委員会の理事が一名欠員となっておりますので、この際その補欠選任を行ないたいと思っております。

理事の選任につきましては、先例により委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○委員長(田中一君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に上田稔君を指名いたします。

○委員長(田中一君) 下水道法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から提案理由の説明を聴取いたします。根本建設大臣。

○國務大臣(根本龍太郎君) ただいま議題となりました下水道法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

最近における急速な都市化の進展に対処して都市の計画的な整備をはかるためには、特に立ちおくれているのが国の下水道の整備を推進することが、現下の急務であると考えられます。

次に第四号は、流域下水道の定義を新設したものであります。流域下水道は、もっぱら地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて、これを排除及び処理するために地方公共団体が管理する下水道で、二以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するものとし、その設置、改築等の管理につきましては、第二十五条の二以下に第二章の二として規定を整備しております。

第二条の二は、流域別下水道整備総合計画に関する規定を新設したものであります。公害対策基本法に基づき、水質の汚濁にかかわる環境基準が定められた水域または海域について、都道府県は、建設大臣の承認を受けて、その環境基準を達成するため、下水道の整備に関する総合的な基本計画である流域別下水道整備総合計画を定め、その流域における下水道の整備は、流域別下水道整備総合計画に適合したものでなければならぬこととしております。

第五条から第九条までの改正は、公共下水道の定義の改正及び流域下水道の新設に伴う所要の規定の整備であります。

第十一条の二は、政令で定める量または水質の下水を公共下水道に排出する者は、その量及び水質等を公共下水道管理者に届け出なければならないこととしております。

第十一条の三は、終末処理場による下水の処理が開始された区域内で、くみ取り便所が設けられている建築物を所有している者は、処理開始後三年以内に水洗便所に改造しなければならぬものとし、公共下水道管理者は、建築物が近く除却されまたは移転される予定のものである場合、水洗便所への改造に必要な資金の調達が困難な事情がある場合を除き、相当の期間を定めて水洗便所に改造すべきことを命ずることができることとしております。

また、市町村は水洗便所に改造する者に対し、必要な資金の融通、その改造に関し利害関係を有する者との紛争が生じた場合の和解の仲介等につ

とめるとともに、国は市町村に対し必要な資金の融通等につとめるものとしております。

第十二条の改正は、流域下水道の新設に伴う所要の規定の整備であります。

第十二条の二は、政令で定める水質の下水を公共下水道に排出する者に対し、その下水の水質の測定、記録を義務づけたものであります。

第十三条の改正は、工場、事業場等に対する必要な立ち入り検査の権限を強化したものであります。

第十四条の改正は、流域下水道の使用制限がなされた場合にも、公共下水道の使用制限ができることとしたものであります。

第二十条の改正は、下水道使用料について、水量のみならず水質に依りて使用料が徴収できることを明らかにいたしましたとともに、公害防止事業費事業者負担法案による事業者の負担と所要の調整をはかつております。

第二十二條の改正は、下水道を維持管理する者の資格要件を政令で定めることとしたものであります。

第二章の二は、流域下水道の設置、改築等の管理に関する規定を新設したものであります。

第二十五条の二は、流域下水道の設置、改築等の管理は、原則として都道府県が行なうものとし、例外的に市町村が都道府県と協議して行なうこともできることとしております。

第二十五条の三は、流域下水道を設置しようとするときは、事業計画を定め、建設大臣の認可を受けることとしております。

第二十五条の四は、流域下水道の事業計画に定めるべき事項を規定したものであります。

第二十五条の五は、流域下水道の事業計画の認可基準について規定したものであります。

第二十五条の六は、流域下水道管理者は、流域下水道の供用を開始しようとするときは、流域連公共下水道の管理者にあらかじめ通知すべきこととしております。

第二十五条の七は、流域下水道の使用制限につ

いて規定したものであります。

第二十五条の八は、流域連公共下水道から流域下水道に流入する下水の水質が著しく悪い場合において、流域下水道管理者が流域連公共下水道の管理者に対し、原因調査の要請等ができることとしたものであります。

第二十五条の九は、流域下水道に流域連公共下水道を接続する場合等のほか、原則として流域下水道の施設にいかなる施設も設けさせてはならないこととしてあります。

第二十五条の十は、流域下水道について、必要な準用規定を定めたものであります。

第三十一条の二は、公共下水道または流域下水道を管理する都道府県が、関係市町村から負担金を求め得ることを定めたものであります。

第三十二条から第三十七条までの改正は、流域下水道の規定の新設に伴う所要の規定の整備であります。

第三十七條の二の改正は、建設大臣も終末処理場の維持管理について勧告をなし得ることとしたものであります。

第三十八條の改正は、流域下水道の新設に伴う所要の規定の整備であります。

第三十九條の改正は、終末処理場の維持管理について、建設大臣が必要な報告を徴収し得ることとしたものであります。

第三十九條の二は、公共下水道管理者が、政令で定める水質の下水を公共下水道に排出する者から、その下水の水質等に関し必要な報告を徴収することができることとしてあります。

第四十二條の改正は、都の特別区も、都と協議して、主としてその住民の用に供する下水道の設置、改築等の管理を行なうことができることとしてあります。

第四十五條から第五十條までの改正は、罰則関係でありまして、実情にかながみて、必要な量刑の加重を行なうとともに、悪質下水を排除する者の届出、水質の測定等の規定の新設に伴う所要の罰則の規定を整備いたしましたしております。

最後に、附則について御説明いたします。

第一条は、この法律の施行期日を定めたものであります。

第二条は、この法律の施行の際、現に認可を受けている公共下水道で、その事業計画で終末処理場を設けることとしていないものについて、この法律の施行後三年間は公共下水道とみなすこととしてあります。これは、この間に終末処理場についての事業計画を定めさせる趣旨であります。

第三条は、この法律の施行の際、現に流域下水道を管理している都道府県は、事業計画を定め、建設大臣に届け出るものとすること等改正後の法律との所要の調整をはかることとしてあります。

第四条は、この法律の施行の際、現に処理区域となつてゐる区域についての、水洗便所への改造の義務づけに関する第十一条の三の規定の適用については、この法律の施行後三年内に水洗便所への改造を義務づけることとしてあります。

第五条は、この法律の施行前にした行為及び附則第二条によつて公共下水道とみなされているものにかかわるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用について規定したものであります。

第六条は、地方自治法の一部を改正して、使用料、工事負担金等の強制徴収をなし得ることとしてあります。

第七条から第十一条までは、建設省設置法、建築基準法等の関連法規の改正をいたしたものであります。

以上、本法案につきまして逐条的に御説明を申し上げた次第であります。

○委員長(田中一君) 本案に対する質疑は、次回以降に譲ることといたします。

○委員長(田中一君) 次に、連合審査会に関する件についておはかりいたします。

公害対策基本法の一部を改正する法律案、公害防止事業費事業者負担法案、騒音規制法の一部を

改正する法律案及び大気汚染防止法の一部を改正する法律案について、公害対策特別委員会に対し連合審査会の開会を申し入れることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(田中一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

また、下水道法の一部を改正する法律案について、公害対策特別委員会から、連合審査会開会の申入れがありました場合には、これを受諾することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(田中一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、連合審査会につきましては、委員長においてあらかじめ公害対策特別委員長と協議いたしました結果、公害関係法案が付託されている八委員会の連合審査会を開会することとし、その日取りは一応十一月及び十二月の二日間、いずれも午前十時から開会することになりましたので、御了承をお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前十時三十四分散会

十二月四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、下水道法の一部を改正する法律案

下水道法の一部を改正する法律案

下水道法の一部を改正する法律案

下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

目次中第二章 公共下水道(第三章 第二十五

条)を第二章 公共下水道(第三章 第二十五
第二章の二 流域下水道(第二十五条の

(第二条の二) に、「第三十二条」を「第三
二条第二十五条の十」

十一一条の二に、「第四十八条」を「第五十条」に改
める。

第一条中「公共下水道」を「流域別下水道整備総
合計画の策定に関する事項並びに公共下水道、流
域下水道に、「寄与する」を「寄与し、あわせて公
共用水域の水質の保全に資する」に改める。

第二条中第七号を第八号とし、第六号を第七号
とし、同条第五号中「尿尿を含む」を削り、同号を
同条第六号とし、同条第四号中「公共下水道の下
に」及び「流域下水道を加え、同号を同条第五号と
し、同条第三号中「設置する」を「管理する」に改
め、「下水を排除すべき区域が政令で定める規模
以上のもの又は」を削り、「終末処理場を有するも
の」の下に「又は流域下水道に接続するもの」を加
え、同号の次に次の一号を加える。

四 流域下水道 もつばら地方公共団体が管理
する下水道により排除される下水を受けて、
これを排除し、及び処理するために地方公共
団体が管理する下水道で、二以上の市町村の
区域における下水を排除するものであり、か
つ、終末処理場を有するものをいう。

第一章の次に次の一章を加える。
第二章の二 流域別下水道整備総合計画
第二条の二 都道府県は、公害対策基本法(昭和
四十二年法律第三十二号)第九条第一項の規
定に基づき水質の汚濁に係る環境上の条件につ
いて生活環境を保全するうえで維持されることが
望ましい基準(以下「水質環境基準」という。)が
定められた河川その他の公共の水域又は海域
で政令で定める要件に該当するものについ
て、その環境上の条件を当該水質環境基準に達
せしめるため、それぞれの公共の水域又は海域
ごとに、下水道の整備に関する総合的な基本計
画(以下「流域別下水道整備総合計画」という。)を
定めなければならない。

2 流域別下水道整備総合計画においては、建設

省令で定めるところにより、次の各号に掲げる
事項を定めなければならない。

一 下水道の整備に関する基本方針

二 下水道により下水を排除し、及び処理すべ
き区域に関する事項

三 前号の区域に係る下水道の根幹的施設の配
置、構造及び能力に関する事項

四 第二号の区域に係る下水道の整備事業の実
施の順位に関する事項

3 流域別下水道整備総合計画は、次の各号に掲
げる事項を勘案して定めなければならない。

一 当該地域における地形、降水量、河川の流
量その他の自然的条件

二 当該地域における土地利用の見通し

三 当該公共の水域に係る水の利用の見通し

四 当該地域における汚水の量及び水質の見通
し

五 下水の放流先の状態

六 下水道の整備に関する費用効果分析

4 都道府県は、第一項の規定により流域別下水
道整備総合計画を定めようとするときは、あら
かじめ、関係都府県及び関係市町村の意見をき
くとともに、建設省令で定めるところにより、
建設大臣の承認を受けなければならない。

5 都道府県は、第一項の水質環境基準が改定さ
れた場合、第三項各号に掲げる事項に変更を生
じた場合その他の場合において流域別下水道整
備総合計画を変更する必要があるときは、遅
滞なく、当該流域別下水道整備総合計画を改更
しなければならない。この場合においては、前
三項の規定を準用する。

第五条第一項第一号中「予定排水区域」を「予定
処理区域」に改め、同項第二号中「終末処理場を設
ける場合には、その配置」を「終末処理場の配置」
に、「並びに予定処理区域」を「又は流域下水道と
接続する位置」に改める。

第六条第一号中「水質」の下に「水温その他の水
の状態を含む。以下同じ。」を加え、同条第四号

を同条第六号とし、同条第三号中「予定排水区域
又は」を削り、「排水施設又は」を「排水施設及び」
に改め、同号の次に次の二号を加える。

四 流域下水道に接続する公共下水道(以下「流
域関連公共下水道」という。)に係るものにあ
つては、流域下水道の事業計画に適合してい
ること。

五 当該地域に関し流域別下水道整備総合計画
が定められている場合には、これに適合して
いること。

第八条中「放流水」を「公共下水道からの放流水」
に改める。

第九条第二項中「開始しようとする場合」の下に
「又は当該公共下水道が接続する流域下水道の終
末処理場による下水の処理が開始される場合」を
加える。

第十一条の次に次の二条を加える。
(使用の開始等の届出)
第十一条の二 継続して政令で定める量又は水質
の下水を排除して公共下水道を使用しようとし
る者は、建設省令で定めるところにより、あら
かじめ、当該下水の量又は水質及び使用開始の
時期を公共下水道管理者に届け出なければなら
ない。その届出に係る下水の量又は水質を改更
しようとするときも、同様とする。

(水洗便所への改造義務等)
第十一条の三 処理区域内においてくみ取便所が
設けられている建築物を所有する者は、当該処
理区域についての第九条第二項において準用す
る同条第一項の規定により公示された下水の処
理を開始すべき日から三年以内に、その便所を
水洗便所(汚水管が公共下水道に連絡されたも
のに限る。以下同じ。)に改造しなければならない。
い。

2 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第
三十一条第一項の規定に違反している便所が設
けられている建築物の所有者については、前項
の規定は、適用しない。

3 公共下水道管理者は、第一項の規定に違反している者に対し、相当の期間を定めて、当該くみ取便所を水洗便所に改造すべきことを命ずることが出来る。ただし、当該建築物が近く除却され、又は移転される予定のものである場合、水洗便所への改造に必要な資金の調達に困難な事情がある場合等当該くみ取便所を水洗便所に改造していいことについて相当の理由がある」と認められる場合は、この限りでない。

4 第一項の期限後に同項の違反に係る建築物の所有権を取得した者に対しても、前項と同様とする。

5 公共下水道管理者は、前二項の規定により命令をしようとするときは、あらかじめ、当該命令をしようとする者について聴聞を行なわなければならない。ただし、その者が正当な理由がなく聴聞に応じないときは、この限りでない。

6 市町村は、くみ取便所を水洗便所に改造しようとする者に対し、必要な資金の融通又はそのあつせん、その改造に関し利害関係を有する者との間に紛争が生じた場合における和解の仲介その他の援助に努めるものとする。

7 国は、市町村が前項の資金の融通を行なう場合には、これに必要な資金の融通又はそのあつせんに努めるものとする。

第十二条第一項中「公共下水道管理者は、」の下に「継続して」を加え、「排除し、継続して」を「排除して」に改め、同項第一号中「公共下水道の下に」若しくは「流域下水道」を加え、同項第二号中「放流水」を「公共下水道からの放流水又は流域下水道から河川その他の公共の水域若しくは海域に放流される水（以下「流域下水道からの放流水」という。）に改め、」第八号の下に「（第二十五条の十において準用する場合を含む。次項、第十三条第一項及び第三十七条の二第一項において同じ。）を加え、同条第二項中「公共下水道の機能を、」公共下水道若しくは「流域下水道の機能」に、「放流水」を

「公共下水道からの放流水若しくは流域下水道からの放流水」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（水質の測定義務等）

第十二条の二 継続して政令で定める水質の下水を排除して公共下水道を使用する者で政令で定めるものは、建設省令で定めるところにより、当該下水の水質を測定し、その結果を記録しておくなければならない。

第十三条第一項を次のように改める。

公共下水道管理者は、公共下水道若しくは流域下水道の機能及び構造を保全し、又は公共下水道からの放流水若しくは流域下水道からの放流水の水質を第八条の技術上の基準に適合させるために必要の限度において、その職員をして排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備、除害施設その他の物件を検査させることができる。ただし、人の住居に使用する建築物に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

第十三条に次の一項を加える。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第十四条第一項中「工事の施行」を「工事を実施する場合、第二十五条の七第二項の規定による通知を受けた場合」に改める。

第二十条第二項第一号中「使用者」を「下水の量及び水質その他使用者」に改め、同条に次の一項を加える。

3 公害防止事業費事業者負担法（昭和四十五年法律第 号）の規定に基づき事業者がその設置の費用の一部を負担した公共下水道について当該事業者及びその他の事業者から徴収する使用料は、政令で定める基準に従い、当該事業者が同法の規定に基づいてした費用の負担を勘案して定めなければならない。

らの放流水」に、「行い」を「行ない」に改める。第二十二条の見出しを「（設計者等の資格）」に改め、同条に次の一項を加える。

2 公共下水道管理者は、公共下水道の維持管理のうち政令で定める事項については、政令で定める資格を有する者以外の者に行なわせてはならない。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 流域下水道

（管理）

第二十五条の二 流域下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、都道府県が行なうものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市町村は、都道府県と協議して、流域下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行なうことができる。（事業計画の認可）

第二十五条の三 前条の規定により流域下水道を管理する者（以下「流域下水道管理者」という。）は、流域下水道を設置しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、事業計画を定め、建設大臣の認可を受けなければならない。

2 都道府県は、前項の事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見をきかなければならない。

3 建設大臣は、第一項の認可をしようとするときは、政令で定める場合を除き、あらかじめ、保健衛生上の観点からする厚生大臣の意見をきかなければならない。

4 前三項の規定は、流域下水道管理者が第一項の認可を受けた事業計画の変更（政令で定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合について準用する。

（事業計画に定めるべき事項）
第二十五条の四 前条第一項の事業計画において、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 排水施設（これを補充する施設を含む。）の配置、構造及び能力
- 二 終末処理場の配置、構造及び能力
- 三 流域関連公共下水道が接続する位置
- 四 流域関連公共下水道の予定処理区域
- 五 工事の着手及び完成の予定年月日

2 前項の事業計画の記載方法その他その記載に關し必要な事項は、建設省令で定める。

（認可基準）

第二十五条の五 建設大臣は、第二十五条の三第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の認可をしようとするときは、事業計画が次の基準に適合しているかどうかを審査して、これをしななければならない。

一 流域下水道の配置及び能力が当該地域における降水量、人口その他の下水の量及び水質に影響を及ぼすおそれのある要因、地形及び土地の用途並びに下水の放流先の状況を考慮して適切に定められていること。

二 流域下水道の構造が第二十五条の十において準用する第七条の技術上の基準に適合していること。

三 流域関連公共下水道の予定処理区域が排水施設及び終末処理場の配置及び能力に相応していること。

四 当該地域に關し流域別下水道整備総合計画が定められている場合には、これに適合していること。

五 当該地域に關し都市計画法第二章の規定により都市計画が定められている場合又は同法第五十九条の規定により都市計画事業の認可若しくは承認がされている場合には、流域下水道の配置及び工事の時期がその都市計画又は都市計画事業に適合していること。

（供用開始の通知等）
第二十五条の六 流域下水道管理者は、流域下水道の供用を開始しようとするとき、又は終末処理場より下水の処理を開始しようとするとき

は、あらかじめ、供用又は処理を開始すべき年月日その他建設省令で定める事項を当該流域下水道に係る流域関連公共下水道の管理者に通知しなければならない。

(使用制限)

第二十五条の七 流域下水道管理者は、流域下水道に關する工事を行なう場合その他やむを得ない理由がある場合には、流域下水道の全部又は一部を指定してその施設の使用を一時制限することができる。

2 流域下水道管理者は、前項の規定により流域下水道の使用を制限しようとするときは、使用を制限しようとする施設及び期間並びに時間制限をする場合に於てはその時間をあらかじめ流域関連公共下水道の管理者に通知しなければならない。

(原因調査の要請等)

第二十五条の八 流域下水道管理者は、流域関連公共下水道から流域下水道に流入する下水が、著しく当該流域下水道の施設の機能を妨げ、若しくは当該流域下水道の施設を損傷するおそれがある場合又は当該流域下水道からの放流水の水質を第二十五条の十において準用する第八条の技術上の基準に適合させることを著しく困難にするおそれがある場合においては、当該流域関連公共下水道の管理者に対し、期限を定めて、その原因を調査し、調査の結果を報告するよう求めることができる。

2 流域下水道管理者は、前項の規定による報告を受けた場合において必要があると認めるときは、当該流域関連公共下水道の管理者に対し、第十二条第一項の条例の制定その他必要な措置をとるべきことを求めることができる。

(他の施設等の設置の制限)

第二十五条の九 流域下水道管理者は、流域関連公共下水道を接続する場合、あらかじめ他の施設又は工作物その他の物件の管理者と協議して共用の暗渠を設ける場合その他政令で定める場

合を除き、何人に対しても、流域下水道の施設にいかなる施設又は工作物その他の物件も設けさせてはならない。

(準用規定)

第二十五条の十 第七條、第八條、第十五條から第十八條まで、第二十一條から第二十三條まで及び第二十五条の規定は、流域下水道について準用する。この場合において、これらの規定中「公共下水道」とあるのは「流域下水道」と、第十五條から第十八條まで、第二十一條から第二十三條まで及び第二十五条中「公共下水道管理者」とあるのは「流域下水道管理者」と、第二十三條中「公共下水道台帳」とあるのは「流域下水道台帳」と読み替へるものとする。

第四十條第三十二條の前に次の一條を加える。

(市町村の負担金)

第三十一條の二 第三條第二項又は第二十五条の二第一項の規定により公共下水道又は流域下水道を管理する都道府県は、当該公共下水道又は流域下水道により利益を受ける市町村に対し、その利益を受ける限度において、その設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用の全部又は一部を負担させることができる。

2 前項の費用について同項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見をきいたうえ、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

第三十二條第一項中「公共下水道管理者」の下に「流域下水道管理者」を、「公共下水道及び又は公共下水道」の下に「流域下水道」を加え、同條第八項から第十項までの規定中「公共下水道管理者」の下に「流域下水道管理者」を加える。

第三十四條(見出しを含む)中「公共下水道」の下に「流域下水道」を加え、「行」を「行なう」に改める。

第三十五條の見出し中「公共下水道」の下に「及び流域下水道」を加え、同條中「公共下水道」の下に「又は流域下水道」を加え、「行」を「行なう」に改める。

改める。

第三十六條中「公共下水道」の下に「流域下水道」を、「公共下水道管理者」の下に「流域下水道管理者」を加える。

第三十七條第一項中「公共下水道管理者」の下に「流域下水道管理者」を加え、同項第一号及び第二号中「第四條第一項」の下に「又は第二十五条の三第一項(同條第四項において準用する場合を含む)」を、「公共下水道の下に又は流域下水道」を加え、同條第二項中「公共下水道」の下に「流域下水道」を、「第七條」の下に「(第二十五条の十において準用する場合を含む)」を、「公共下水道管理者」の下に「流域下水道管理者」を、「当該公共下水道」の下に「流域下水道」を加える。

第三十七條の二の見出し中「厚生大臣」の下に「又は建設大臣」を加え、同條第一項中「厚生大臣」の下に「又は建設大臣」を、「第二十一條第二項」の下に「(第二十五条の十において準用する場合を含む)」を、「公共下水道管理者」の下に「又は流域下水道管理者」を加え、同條第二項中「公共下水道管理者」の下に「又は流域下水道管理者」を加える。

第三十八條の見出し中「公共下水道管理者」の下に「流域下水道管理者」を加え、同條第一項中「公共下水道管理者」の下に「流域下水道管理者」を加え、同項第一号中「この法律又は」を「この法律(第十一條の三第一項の規定を除く)又は」に、「基」を「基づく」に改め、「命令」の下に「若しくは」を加え、同條第二項中「公共下水道管理者」の下に「流域下水道管理者」を加え、同項第一号及び第二号中「公共下水道」の下に「流域下水道」を加え、同項第三号中「公共下水道」の下に「流域下水道」を加え、「基」を「基づく」に改め、同條第三項中「公共下水道管理者」の下に「流域下水道管理者」を加え、「行わなければならない」を「行なわなければならない」に改め、同條第四項中「公共下水道管理者」の下に「流域下水道管理者」を加え、「行い」を「行ない」に、「行わせる」を「行なわせる」に、「行」を「行なう」に、「行わない」

を「行なわなければならない」に改め、同條第五項及び第七項中「公共下水道管理者」の下に「流域下水道管理者」を加える。

第三十九條第一項中「終末処理場の維持管理以外の事項に關し」を削り、「公共下水道管理者」の下に「流域下水道管理者」を加え、同條第二項中「公共下水道管理者」の下に「又は流域下水道管理者」を加え、同條の次に次の一條を加える。

第三十九條の二 公共下水道管理者は、公共下水道を適正に管理するため必要な限度において、繼續して政令で定める水質の下水を排除して公共下水道を使用する者から、その下水を排除する事業場等の状況、除害施設又はその排除する下水の水質に關し必要な報告を徴することができる。

第四十二條中「この法律」を「この法律の規定(第二十五条の二第二項、第二十五条の三第二項及び第三十一條の二の規定を除く)」に改め、同條に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、特別区は、都と協議して、主として当該特別区の住民の用に供する下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行なうことができる。

第四十三條中「公共下水道管理者」の下に「流域下水道管理者」を加える。

第四十五條第一項中「公共下水道」の下に「流域下水道」を加え、同條第二項中「公共下水道」の下に「流域下水道」を、「妨害した者は」の下に「二年以下の懲役又は」を加える。

第四十六條を削り、第四十七條中「公共下水道管理者」の下に「流域下水道管理者」を、「違反した者は」の下に「二年以下の懲役又は」を加え、同條を第四十六條とし、同條の次に次の一條を加える。

第四十七條 第三十二條第七項の規定に違反して土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第四十八条中「前二条」を「前四条」に改め、同条を第五十条とし、第四十七条の次に次の二条を加える。

第四十八条 第十一条の三第三項又は第四項の規定により命令に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

第四十九条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第十一条の二の規定により届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十二条の二の規定により記録をせず、又は虚偽の記録をした者

三 第十三条第一項の規定により検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四 第三十九条の二の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の下水道法(以下「旧法」という。)第四条第一項の認可を受けて設置した、又は設置中の公共下水道は、その事業計画において終末処理場を設けることとしていないものであつても、この法律の施行の日から起算して三年間は、この法律による改正後の下水道法(以下「新法」という。)の適用については、新法の規定による公共下水道とみなす。

第三条 この法律の施行の際現に新法の規定による流域下水道に該当する下水道を管理する都道府県は、遅滞なく、新法第二十五条の四第一項各号に掲げる事項を定めた事業計画を定め、建設大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定により届け出た事業計画が新法第二十五条の五に規定する基準に適合している場

合においては、当該届出に係る事業計画は、新法第二十五条の三第一項の認可を受けた事業計画とみなす。

第四条 この法律の施行の際現に処理区域内に存する建築物の所有者に対する新法第十一条の三第一項の規定の適用については、同項中「当該処理区域についての第九条第二項において準用する同条第一項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日」とあるのは、「下水道法の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第百号)の施行の日」とする。

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 附則第二条の規定による公共下水道に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、同条に規定する期間の経過後も、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正)

第六条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第六條の五に次の一号を加える。

三 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第十八条から第二十条まで(第二十五条の十において第十八条を準用する場合を含む。)(の規定により徴収すべき損傷負担金、工事負担金及び使用料

(建設省設置法の一部改正)

第七条 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第七号中「(終末処理場の維持管理に関するものを除く。)」を削る。

(建築基準法の一部改正)

第八条 建築基準法の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中「第七号」を「第八号」に改め、「で同条第五号に規定する終末処理場を有するものを削り、同条第二項中「第五号」を「第六号」に改める。

(土地収用法の一部改正)

第九条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三十条第十八号中「公共下水道」の下に「流域下水道」を加える。

(共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正)

第十条 共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和三十一年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第六号中「公共下水道管理者」の下に「流域下水道管理者」を加える。

(下水道整備緊急措置法の一部改正)

第十一条 下水道整備緊急措置法(昭和四十二年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及び同条第四号」を「同条第四号に規定する流域下水道及び同条第五号」に改める。

十二月四日日本委員会に左の案件を付託された。

一、主要地方道水沢・十文字線開通促進に関する請願(第六三三号)

第六三三号 昭和四十五年十一月二十五日受理

主要地方道水沢・十文字線開通促進に関する請願

請願者 岩手県水沢市表小路水沢市長 高橋忠八外三名

紹介議員 増田 盛君

主要地方道水沢・十文字線を早期に開通されるよう大幅に予算措置を講ぜられたい。

理由

一、本路線は三陸海岸と日本海を結ぶ東西横断の最短路線にある重要路線である。

二、秋田県側は昭和四十一年度ではほぼ県境に達し、ずい道工事を残すのみであるが、岩手県側は、ずい道、橋りょう等相当の工事を残し、

進行状況はかんばしくない。
三、本路線の開通は、東北開発事業促進に直結するものであり、未開発観光資源、山林資源の開発と岩手、秋田両県民の政治、経済、文化の向上等その及ぼす効果にきわめて大きい。

昭和四十五年十二月十四日印刷

昭和四十五年十二月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

B